

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

訓 令	○ 三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 課	1頁
	○ 三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 課	1頁
公 告	○ 公立学校の廃止届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	2頁
	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	2頁
	○ 公立幼稚園の名称変更届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	3頁
お知らせ	○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	教 育 財 務 課	4頁

訓 令

教委訓第13号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会公報配布規程（平成30年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 三重県教育委員会公報は次に掲げる箇所に配布する。 (1) 総務部 <u>文書・情報公開課</u> (2)・(3) (略) 2・3 (略)	第1条 三重県教育委員会公報は次に掲げる箇所に配布する。 (1) 総務部 <u>情報公開課</u> (2)・(3) (略) 2・3 (略)

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教委訓第14号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会公文書管理規程（令和2年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(本庁における公文書の引継ぎ及び保存) 第44条 (略) 2 総括文書管理者は、前項の規定により公文書の引継ぎを受けたときは、当該公文書の保存期間が満了するまでの間、<u>三重県総務部文書・情報公開課長</u>（以下「文書・情報公開課長」という。）が管理する総務部書庫において保存するよう三重県総務部長に当該公文書の引継ぎを求めるものとする。 (本庁における保存文書の閲覧等) 第47条 職員は、保存文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、書庫立入簿又は公文書貸出簿に必要な事項を記入し、<u>文書・情報公開課長の承認</u>を受けるものとする。この場合において、当該公文書がその職員の所属する本庁課の所管に属しない公文書であるときは、当該職員は、あらかじめ、当該公文書を所管する文書管理者の承認を受けるものとする。 2 保存文書の貸出期間は、7日以内とする。ただし、<u>文書・情報公開課長</u>が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。 3 職員は、貸出しを受けた保存文書を庁外に持ち出してはならない。ただし、<u>文書・情報公開課長</u>及び当該公文書を所管する文書管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	(本庁における公文書の引継ぎ及び保存) 第44条 (略) 2 総括文書管理者は、前項の規定により公文書の引継ぎを受けたときは、当該公文書の保存期間が満了するまでの間、<u>三重県総務部法務・文書課長</u>（以下「法務・文書課長」という。）が管理する総務部書庫において保存するよう三重県総務部長に当該公文書の引継ぎを求めるものとする。 (本庁における保存文書の閲覧等) 第47条 職員は、保存文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、書庫立入簿又は公文書貸出簿に必要な事項を記入し、<u>法務・文書課長の承認</u>を受けるものとする。この場合において、当該公文書がその職員の所属する本庁課の所管に属しない公文書であるときは、当該職員は、あらかじめ、当該公文書を所管する文書管理者の承認を受けるものとする。 2 保存文書の貸出期間は、7日以内とする。ただし、<u>法務・文書課長</u>が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。 3 職員は、貸出しを受けた保存文書を庁外に持ち出してはならない。ただし、<u>法務・文書課長</u>及び当該公文書を所管する文書管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和7年3月28日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
大紀町立錦小学校	令和7年3月31日	大紀町立大紀小学校と統合のため

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和7年3月28日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
津市立高茶屋幼稚園	令和7年3月31日	幼保連携型認定こども園が新たに開園するため
津市立大里幼稚園		園児数の減少に伴い休園中で、今後も園児数の増加が見込めないため
津市立明幼稚園		
四日市市立四日市幼稚園	令和7年3月31日	園児数の減少に伴い、施設再編をするため
四日市市立下野幼稚園		
四日市市立富洲原幼稚園		
尾鷲市立尾鷲幼稚園	令和7年3月31日	少子化による園児数の減少により、望ましい幼児教育が困難となり、令和5年3月31日に閉園（休園）となったが、将来的に入園見込みがないため

公立幼稚園の名称変更届を次のとおり受理しました。

令和7年3月28日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	変更しようとする日	名 称 変 更 の 理 由
変更前 四日市市立海蔵幼稚園	令和7年4月1日	幼稚園型認定こども園へ移行するため
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園		
変更前 四日市市立泊山幼稚園		
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園泊山幼稚園		
変更前 四日市市立内部幼稚園		
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園内部幼稚園		
変更前 四日市市立羽津幼稚園		
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園羽津幼稚園		
変更前 四日市市立常磐中央幼稚園		
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園常磐中央幼稚園		
変更前 四日市市立笹川中央幼稚園		
変更後 四日市市立幼稚園型認定こども園笹川中央幼稚園		

お 知 ら せ

令和7年3月28日付け三重県公報第603号に、「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように掲載されました。

三重県告示第248号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表に次のように加える。

28	教育支援体制整備 事業費補助金	公立小中学校において、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、相談支援を行う指導員を配置し、校内教育支援センターの充実・活性化を図る。	校内教育支援センター指導員配置に係る経費	教育長が別に定める。	市町及び一部 事務組合
----	--------------------	---	----------------------	------------	----------------

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

発 行

津 市 広 明 町 13 番 地 三 重 県 教 育 委 員 会